

平成17年 4月 1日

被 保 険 者
被 扶 養 者 各 位

関西電力健康保険組合

高額療養費ならびに付加給付の支給方法について

医療費全体が長期入院等で高額となり、被保険者等の医療機関窓口での自己負担（3割相当額）が多額となった場合、一定の算定方法による自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されることとなっています。

また、その自己負担限度額のうち3万円を超える額についても、付加給付として支給することとなっています。

これらの保険給付は、本来被保険者の申請に基づいて支給することになっていますが、当健康保険組合では医療機関から送付されてくる、医療費総額等が記載された診療報酬明細書にて高額療養費ならびに付加給付額が決定できることから、請求洩れ防止や請求の手間などを考慮し、ご本人の申請に基づかなくとも、事業主を経由してご本人へ支払いを行っているところです。

しかしながら、平成17年4月1日から、個人情報保護法が施行されご本人の請求に基づき、直接本人支払いとすることも可能となっていますが、当健康保険組合といたしましては、皆さんの請求洩れ防止や請求の手間を省き、双方の事務処理簡素化を図る観点からも、法施行後についても現行どおりの方法にて高額療養費ならびに付加給付の支払いを行っていきたいと考えておりますので、ご了承の程よろしく願いいたします。

なお、本件に関し何か不都合等ございましたら、当健康保険組合までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡等がない場合は、皆さまの同意があったものとみなし、引続き現行どおりの方法にて、高額療養費ならびに付加給付の支払いを行いますのでよろしくお願いいたします。